

第2次飯塚市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

平成27年3月
飯塚市

目次

第1章 実行計画策定の背景	1
第1節 地球温暖化問題の概要	1
1 地球温暖化問題	1
2 国際的な動向と国の対応	2
3 温室効果ガス総排出量の推移	4
第2節 地球温暖化対策の背景等	5
1 実行計画の位置づけ	5
2 旧計画の概要	6
3 旧計画の進捗状況	6
4 分野別の削減状況	7
第2章 実行計画の基本的事項	8
第1節 実行計画の目標	8
1 計画期間	8
2 基準年度	8
3 温室効果ガスの総排出量の削減目標	8
第2節 実行計画の対象	8
1 対象範囲	8
2 対象とする温室効果ガス	8
第3章 実行計画の具体的な取組	10
第1節 温室効果ガスの排出を削減する取組	10
1 職員の具体的取組	10
2 設備・機器の更新による取組	12
第4章 計画の推進体制等	13
第1節 計画の推進・点検体制	13
1 推進体制	13
2 計画の進行管理	14
第2節 実施状況の公表	14
1 実行計画の点検・評価の公表	14
2 実行計画の見直し	15
別紙 1 対象施設一覧	16
別紙 2 職員の取組チェックシート	18

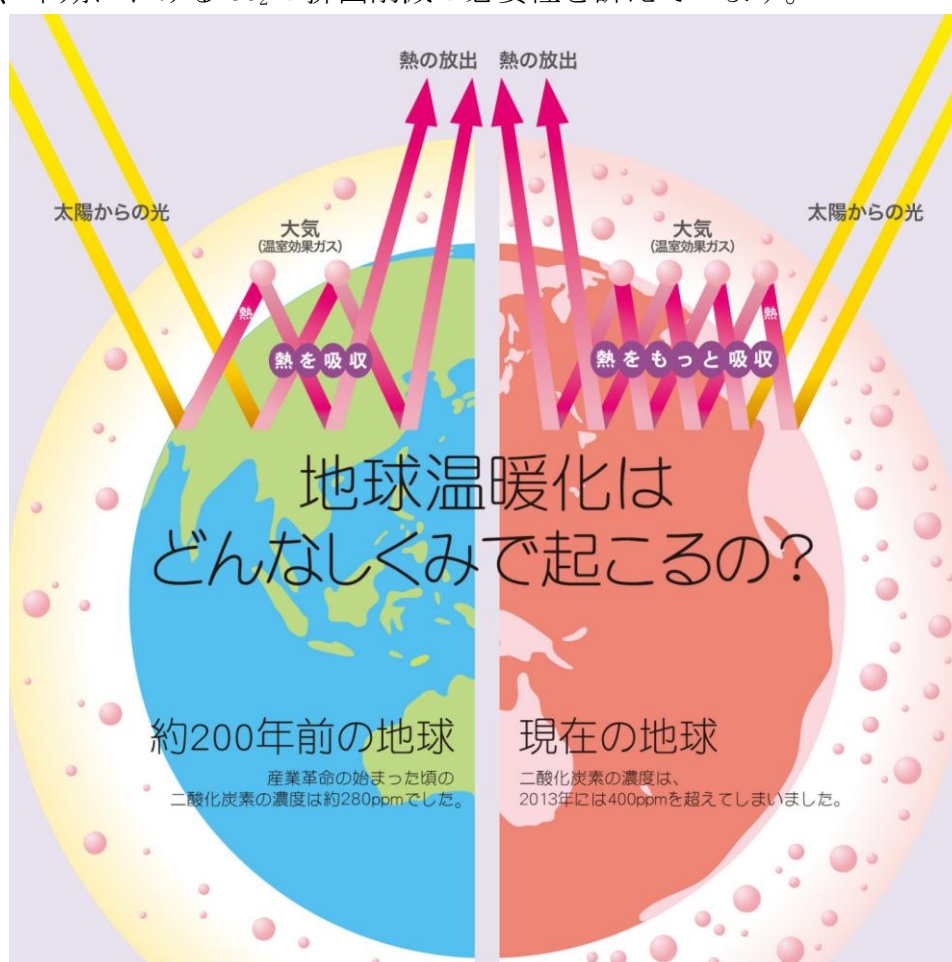
第1章 実行計画策定の背景

第1節 地球温暖化問題の概要

1 地球温暖化問題

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。

世界の政策決定者に対し正確でバランスの取れた科学的知見を提供する「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、平成25年9月に最新の知見をとりまとめた第5次評価報告書の第1次作業部会報告書(自然科学的根拠)を公表しました。この中では観測事実として、気候システムによる温暖化については疑う余地がないこと、人間による影響が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いことなどが示され、早期におけるCO₂の排出削減の必要性を訴えています。



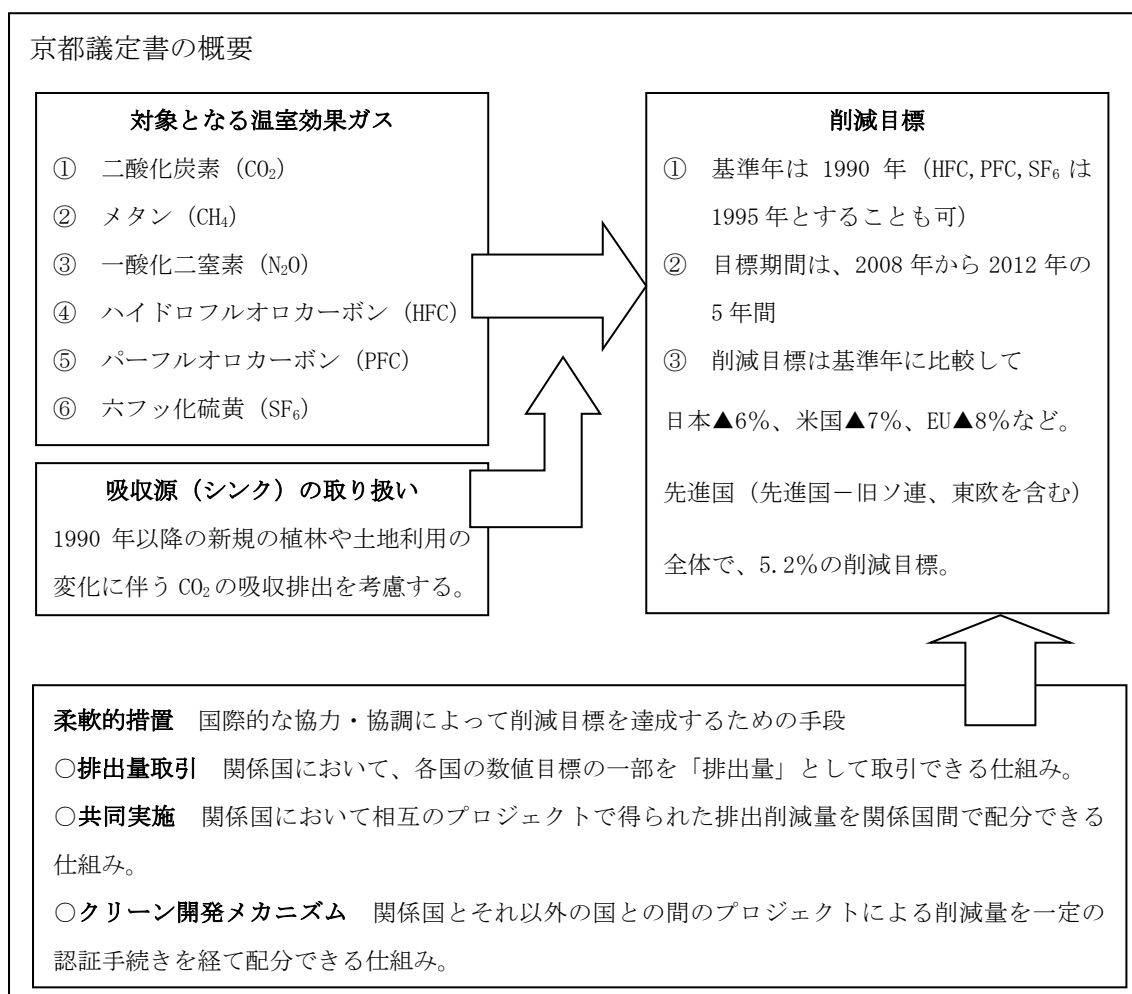
地球温暖化対策は、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施して初めて実行する

ことができます。また、東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、低炭素社会の実現に向けて、地方公共団体の役割の重要性は高まっています。

2 国際的な動向と国の対応

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効いたしました。

また、これを受けて締約国会議が第1回目のドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。この中で国は、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第一約束期間に、1990年レベルから6%削減するとの目標を定めました。



これらの国際的動きを受けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民

それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。また、地球温暖化対策に関する具体的な取組については、平成 10 年 6 月に「地球温暖化対策推進大綱」（旧大綱）が策定され、平成 14 年 3 月に新大綱が策定され、その後、京都議定書の発効を受けて、平成 17 年 4 月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。この計画においては、京都議定書で定められた 1990 年度比 6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されると共に、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示され、特に地方公共団体に期待される事項も示されました。

温室効果ガスの特徴

温室効果ガス	地球温暖化係数*	性質	用途・排出源	
CO₂ 二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。	
CH₄ メタン	23	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。	
N₂O 一酸化二窒素	296	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような香はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。	
オゾン層を破壊するフロン類	CFC HCFC 類	数千～数万	塩素などを含むオゾン層破壊物質で、同時に強力な温室効果ガス。モントリオール議定書で生産や消費を規制。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、半導体洗浄、建物の断熱材など。
オゾン層を破壊しないフロン類	HFC ハイドロフルオロカーボン類	数百～数万	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
	PFC パーフルオロカーボン類	数百～数万	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
	SF₆ 六フッ化硫黄	22,200	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。

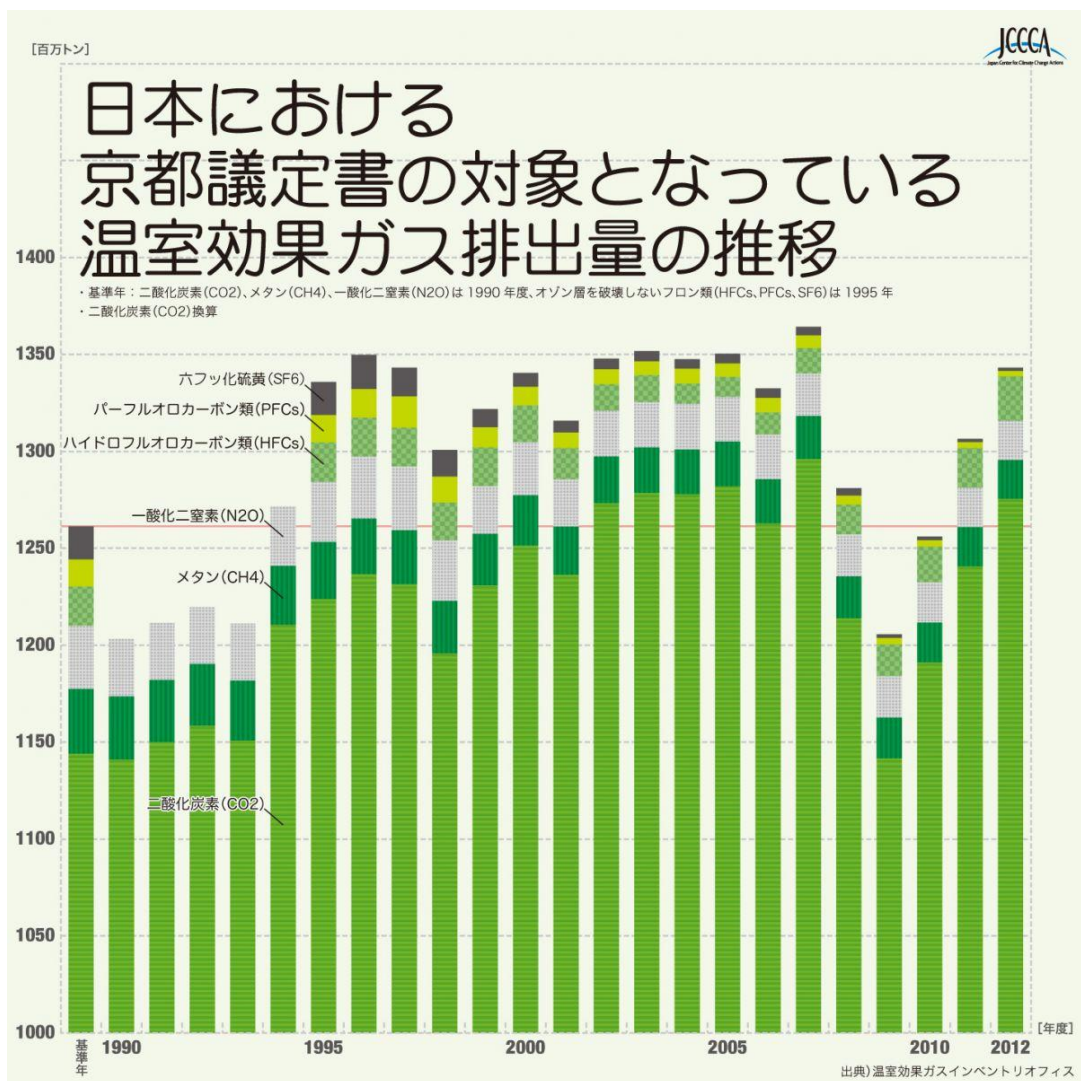
※ 地球温暖化係数は、温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値です。ガスそれぞれの寿命の長さが異なることから、温室効果を見積もる期間の長さによってこの係数は変化します。ここでの数値は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第3次評価報告書の値（100年間で計算）になります。

日本は京都議定書第二約束期間には参加せず、「京都議定書目標達成計画」は平成 24 年度末を以って終了しましたが、平成 25 年度以降、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP16）の坎クン合意に基づき、平成 32 年（2020 年）までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくものとしています。

また、新たな地球温暖化対策計画の策定までの間の取組方針として、地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、当該計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図る方向としています。（平成 25 年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定「当面の地球温暖化対策に関する方針」）

3 温室効果ガス総排出量の推移

温室効果ガスの総排出量（各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数（GWP）を乗じ合算したもの）は、平成 24 年度（速報値）で二酸化炭素換算 13 億 4,100 万トンであり、京都議定書の基準年の排出量である二酸化炭素換算 12 億 6,100 万トンと比べると、6.3%の増加となっています。



代表的な温室効果ガスである二酸化炭素についてみると、平成 24 年度（速報値）における日本の排出量は 12 億 7,500 万トンであり、基準年度と比べて 11.4%（1 億 3,000 万トン）増加となっています。また、前年度と比べる

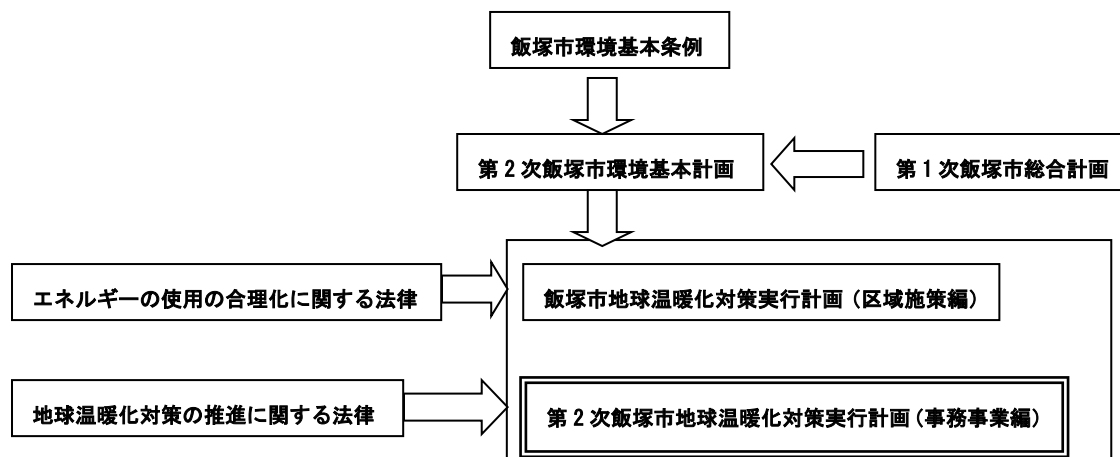
と、主に火力発電における化石料消費量の増加等によりエネルギー起源 CO₂ が 2.8% (3,330 万トン) 増加し、CO₂ 排出量全体で 2.7% (3,360 万トン) 増加しました。

このように、増加傾向にある温室効果ガスの排出量をまず減少基調とさせ、継続的な排出削減を図っていかなければなりません。

第2節 地球温暖化対策の背景等

1 実行計画の位置づけ

「第2次飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第20条の3に基づく温室効果ガスの排出抑制等のための措置を基本に策定された「飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「旧計画」という。）」の後継計画であり、飯塚市環境基本条例や第2次飯塚市環境基本計画等その他の法令や計画と関連するものです。



地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7 （省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規程は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12 （省略）

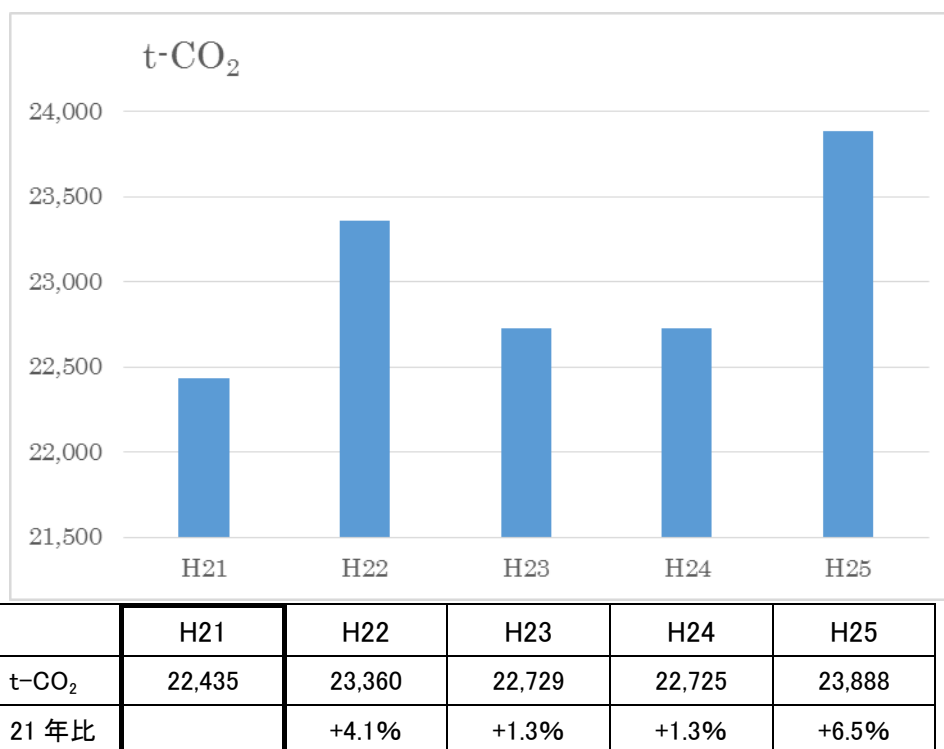
2 旧計画の概要

旧計画の概要は以下のとおりです。

- 基準年度：平成 21 年度
- 計画期間：平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間
- 対象範囲：飯塚市の全組織において、市が行うすべての事務・事業。ただし、外部へ委託している事業（施設の管理運営を含む）については、原則として対象外とするが、受託者に対して同様の措置を講ずるよう要請する。
- 対象温室効果ガス：二酸化炭素（CO₂）のみ。ただし、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）及びハイドロフルオロカーボン類（HFC）については、排出量の把握のみを行う。
- 削減目標：温室効果ガスの総排出量を年平均 1%削減し、計画期間 26 年度までに 5%削減。

3 旧計画の進捗状況

旧計画の温室効果ガス総排出量は、図 1 に示すとおりで、全ての年度で基準年度を上回っており、削減目標には届いていません。本市においては、ごみ処理施設において石炭コークスを使用しており、温室効果ガス総排出量の約 2 割を占めています。また、ごみ処理の量によって石炭コークス使用量が増減するため、影響を受けやすく、今後も年度ごとに変動が大きくなることが予想されます。



※平成 26 年度は未集計 ※排出係数は平成 21 年度の数値で固定して各年算出

図 1 旧計画期間における温室効果ガス総排出量の推移

4 分野別の削減状況

項目		基準年度実績 平成 21 年度	排出 構成比	削 減 目 標	目標年度数値 平成 26 年度	平成 25 年度 実績
施 設	電気 使用量	35,293,418kwh 13,199.74t-CO ₂	58.83%	6%	33,175,813kwh 12,407.75t-CO ₂	36,826,689kwh 13,773.18t-CO ₂
	重油 使用量	865,770ℓ 2,345.92t-CO ₂	10.46%	1%	857,112ℓ 2,322.46t-CO ₂	836,994ℓ 2,267.94t-CO ₂
	揮発油 使用量	5,606ℓ 13.02t-CO ₂	0.06%	-	5,606ℓ 13.02t-CO ₂	2,573ℓ 5.97t-CO ₂
	灯油 使用量	548,827ℓ 1,366.30t-CO ₂	6.09%	1%	543,339ℓ 1,352.63t-CO ₂	537,206ℓ 1,337.37t-CO ₂
	軽油 使用量	7,589ℓ 19.62t-CO ₂	0.09%	-	7,589ℓ 19.62t-CO ₂	6,916ℓ 17.88t-CO ₂
	LPG 使用量	102,477 kg 307.32t-CO ₂	1.37%	1%	101,452 kg 304.24t-CO ₂	137,846 kg 413.39t-CO ₂
	石炭ークス 使用量	1,475,500 kg 4,676.33t-CO ₂	20.84%	5%	1,401,725 kg 4,442.52t-CO ₂	1,743,100 kg 5,524.44t-CO ₂
	都市ガス 使用量	17,944 m ³ 41.16t-CO ₂	0.18%	1%	17,765 m ³ 40.75t-CO ₂	20,384 m ³ 46.76t-CO ₂
	産業用以外 の蒸気量	11,600 m ³ 1.79t-CO ₂	0.01%	-	11,600 m ³ 1.79t-CO ₂	0 m ³ 0t-CO ₂
自 動 車	ガソリン 車両使用量	136,902ℓ 317.84t-CO ₂	1.42%	6%	128,688ℓ 298.77t-CO ₂	140,786ℓ 326.86t-CO ₂
	軽油車両 使用量	56,625ℓ 146.37t-CO ₂	0.65%	6%	53,228ℓ 137.59t-CO ₂	67,455ℓ 174.37t-CO ₂
温室効果ガス 排出量合計		22,435.40t-CO ₂	100.00%	5%	21,313.64t-CO ₂	23,888.15t-CO ₂

第2章 実行計画の基本的事項

第1節 実行計画の目標

1 計画期間

本計画の計画期間は、旧計画と同様に5年間とします。ただし、目標達成状況及び関連する法令や計画との整合を図るため、必要に応じ、本計画の改定及び見直しを随時行っていきます。

2 基準年度

本計画の基準年度は、排出量把握のできる直近年度である平成25年度とします。

3 温室効果ガスの総排出量の削減目標

本市における温室効果ガス総排出量の削減目標を以下のように定めます。

温室効果ガス 総排出量 (t-CO ₂)	平成25年度 (基準年度)	平成31年度 (目標年度)	削減目標
	23,888.15	22,693.70	△5.0%

第2節 実行計画の対象

1 対象範囲

本計画の対象範囲は、本市の全組織において、市が行う全ての事務・事業を対象とします。また、本庁舎及び市所庁舎だけでなく、上下水道や市立小中学校などの各施設も含みます。別紙1に対象施設を示します。

2 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で定められている6種類のうち、二酸化炭素(CO₂)のみを対象とします。

ただし、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)及びハイドロフルオロカーボン類(HFC)については、排出量の把握のみを行います。

なお、パーフルオロカーボン類(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)及び三ふっ化窒素(NF₃)については、本市が行う事務事業に伴う排出量が少なく、影響が小さいと考えられるため対象外とします。

※(参考)温室効果ガス排出量に含まれる二酸化炭素(CO₂)の割合:94.9%(1990年)

●温室効果ガスの種類と主な発生源等

温室効果ガスの種類	主な発生源	対象及び対象外
二酸化炭素 (CO ₂)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料の使用に伴う排出 ・ 電気の使用に伴う排出 ・ 廃棄物の焼却に伴う排出 	対象
メタン (CH ₄)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボイラーにおける燃料使用に伴う排出 ・ 自動車の走行に伴う排出 ・ 下水またはし尿の処理に伴う排出 ・ 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に伴う排出 ・ 廃棄物の焼却に伴う排出 	対象 (排出量把握のみ)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボイラーにおける燃料使用に伴う排出 ・ 下水またはし尿の処理に伴う排出 ・ 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に伴う排出 ・ 廃棄物の焼却に伴う排出 ・ 麻酔剤(笑気ガス)に伴う排出 	対象 (排出量把握のみ)
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ カーエアコンの使用時の排出量 	対象 (排出量把握のみ)
パーフルオロカーボン類 (PFC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし 	対象外
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし 	対象外
三ふっ化窒素 (NF ₃) ※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし 	対象外

※平成 27 年 4 月 1 日以降

第3章 実行計画の具体的な取組

第1節 温室効果ガスの排出を削減する取組

1 職員の具体的な取組

本計画の運用のための具体的な取組の推進については、以下のとおりとします。これらの取組のうち個々の職員で取組む項目については、各職員は別紙2「職員の取組チェックシート」に毎月取組状況を記入することにより、自ら点検を行います。

また、これらの取組については、本計画の実施状況や温室効果ガス削減技術の進歩、社会情勢の変化などにより必要に応じた行動の見直しを行います。

(1) 電気使用量の削減に関する取組

- ① 昼休みは、窓口業務など一部を除き、一斉に消灯します。
- ② 始業前の照明点灯を控えます。
- ③ 残業時は必要最小限の照明とし、不要な照明は消灯します。
- ④ トイレ、廊下、階段などでは、支障がない限り、日中の点灯を控え、退室時には必ず消灯します。
- ⑤ 照明点灯箇所の削減や定期的な清掃など、照明機器管理を徹底します。
- ⑥ パソコンは省電力モードに設定し、長時間席を離れる際は電源を切ることを徹底します。
- ⑦ コピー機やその他 OA 機器は節電・待機モードの設定を徹底します。
- ⑧ 室内温度を夏季 28℃以上、冬季 20℃以下に抑えるよう、空調管理に努めます。
- ⑨ 職員は必要に応じて、夏季はクールビズ、冬季はウォームビズをするなどして空調温度の適温励行に努めます。
- ⑩ 空調使用抑制、吹き出し口付近の開放、使用時間の抑制など、空調使用の適正管理を図ります。
- ⑪ ブラインドやカーテンをうまく活用し、空調負荷の低減を図ります。
- ⑫ 職員の定時退庁、残業の削減に努めます。
- ⑬ ノー残業デーは、速やかな定時退庁に努めます。
- ⑭ 退庁時や長期休暇時（ゴールデンウィーク、年末年始など）は、できる限り電子機器の主電源を切り、待機電力の削減を図ります。
- ⑮ 階段の使用を心がけ、エレベーターの使用を控えます。
- ⑯ 電気使用の実態の把握に努めます。
- ⑰ 電気ポット等は使用時間を短縮し、必要時だけ使用します。（保温使用を控えます。）

(2) 燃料使用量の削減に関する取組

- ① 不在時や不要部屋での暖房機器の使用を抑制します。
- ② 需要に見合ったボイラー等運転の適正管理を行います。
- ③ 暖房温度 (20℃) 冷房温度 (28℃) の適正温度管理に努めます。
- ④ 空調の定期的な清掃と点検を実施します。
- ⑤ 必要量以上の給湯室の燃料使用を控えます。

(3) 公用車の適正使用に関する取組

- ① 近距離の移動で支障のないときは徒歩での移動や自転車の使用を心掛けます。
- ② 暖機運転の抑制、急発進・急加速の抑制などをはじめとするエコドライブの徹底を図ります。
- ③ 公用車利用の際は、あらかじめ地図等で走行ルートを確認するなど、無駄な走行を控えます。
- ④ 出張や移動の際は、できる限り相乗りに努めます。
- ⑤ タイヤの空気圧など、公用車の定期的な整備・点検を徹底します。
- ⑥ 燃費の優れた公用車、排気ガスの少ない公用車を優先的に利用します。

(4) 水使用量の削減に関する取組

- ① 日常的な節水を励行します。
- ② 洗車回数の削減や、バケツ利用などにより、公用車の洗車方法を改善します。
- ③ 節水こまや自動水洗など、公共施設への節水機器の導入を検討します。
- ④ 節水フラッシュバルブや流水音発生装置の導入により、トイレ用水量の調節を行います。
- ⑤ 雨水タンク等、雨水の利活用を検討します。

(5) 紙製品・事務用品に関する取組

- ① 両面・集約コピー (印刷) 等コピー機の機能を活用することやミスコピー (印刷)、重複コピー (印刷) の防止に努めます。
- ② 電子メール、庁内 LAN などの活用により、ペーパーレス化を図ります。
- ③ 会議では OHP や OA 機器などを活用し、印刷資料の低減に努めます。
- ④ 使い捨て製品の使用を自粛します。
- ⑤ 機密文書を除く使用済み用紙は、分別を徹底し、リサイクルに努めます。

(6) グリーン購入の推進に関する取組

- ① 飯塚市環境物品調達方針による購入と使用に努めます。

(7) 廃棄物の排出抑制・リサイクルに関する取組

- ① 製品等の購入の際は、詰め替え可能製品、再利用が可能など、廃棄物の

発生抑制に資する製品の購入に努めます。

- ② 物品等の長期使用を行います。
- ③ 使い捨て製品の使用を控えます。
- ④ 用紙類の分別回収を徹底し、廃棄量を削減します。
- ⑤ 廃棄物のリサイクル化・資源化及び減量化を徹底します。
- ⑥ 使用済用紙の裏面利用や、使用済封筒の再利用に努めます。

2 設備・機器の更新による取組

現庁舎は、昭和 39 年に建築され、耐震基準を満たしておらず、設備の老朽化も著しいため、平成 29 年度開庁予定で新庁舎の建設が予定されています（図 2）。新庁舎は現庁舎の 1.4 倍の約 18,000 m²の延床面積を予定しており、温室効果ガスの増加が見込まれるため、エネルギー管理システム (BEMS)、太陽光発電システム、照明設備に Hf 蛍光灯ならびに LED 照明等を導入し温室効果ガスの排出削減に努めます。

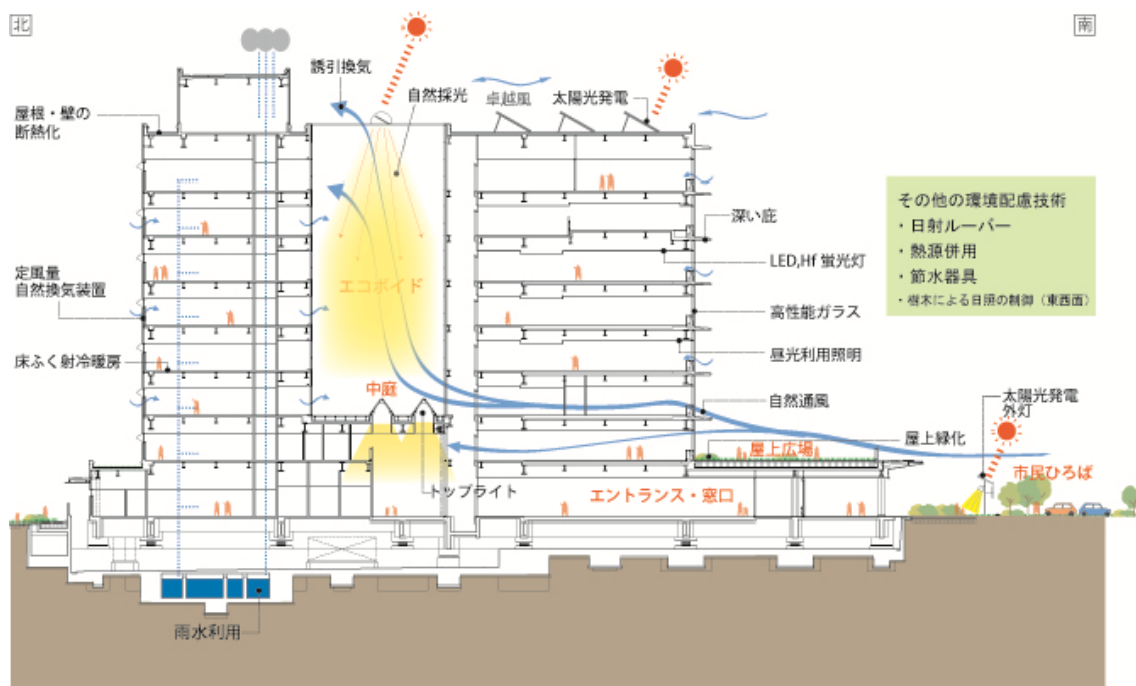


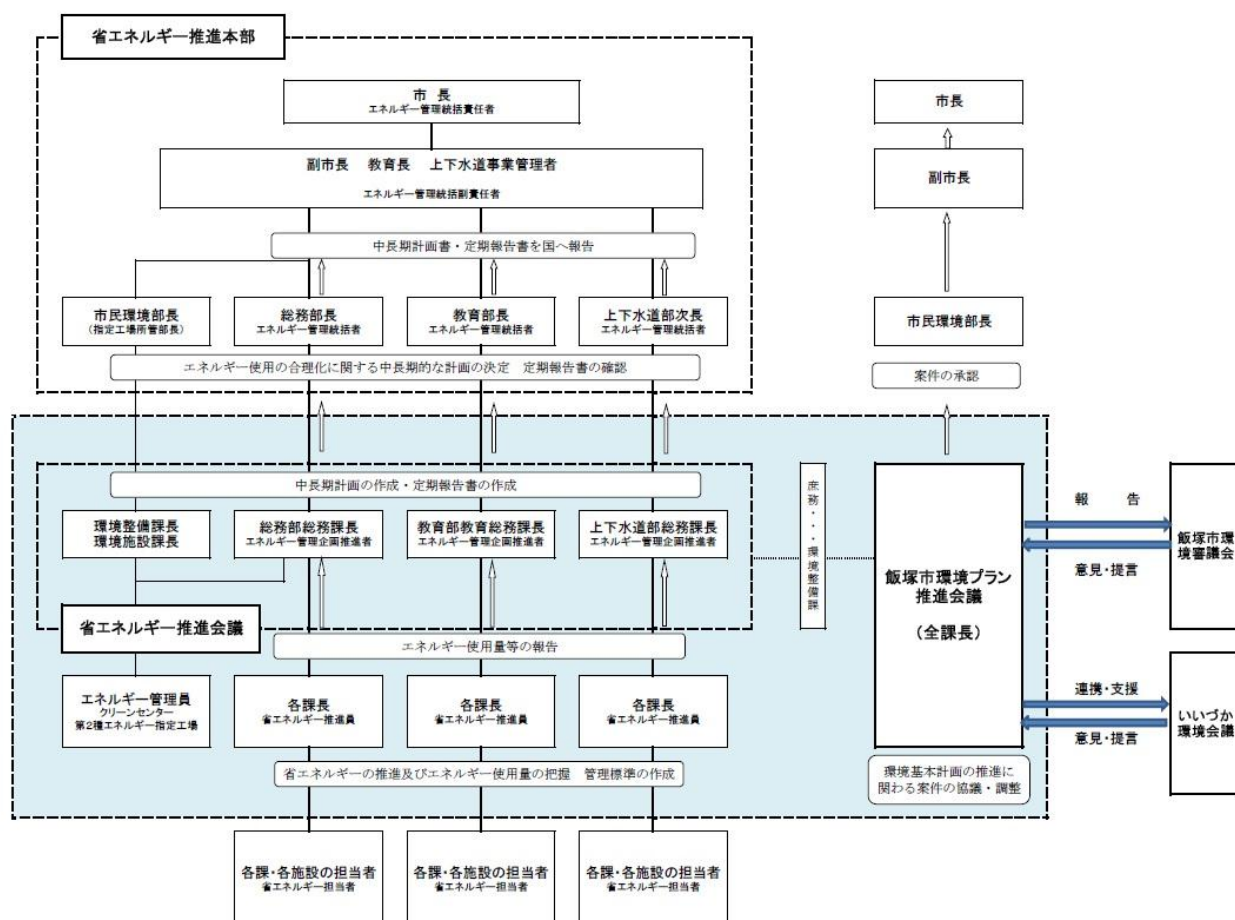
図 2 環境配慮技術を採用した新庁舎

第4章 計画の推進体制等

第1節 計画の推進・点検体制

1 推進体制

本市における地球温暖化対策実行計画は、第2次飯塚市環境基本計画において、重点的に取り組むプロジェクトとして位置づけられています。第2次飯塚市環境基本計画に基づく環境の保全及び創造に関する施策並びに事業を総合的かつ計画的に推進するための組織である飯塚市環境プラン推進会議を中心とする推進体制のもと、持続的な改善を図りながら推進していきます。



(1) 飯塚市環境プラン推進会議 (全課長)

- 計画に関する最終決定
- 計画体制の確立
- 計画の点検・評価
- 計画の見直し・改善
- 計画の推進

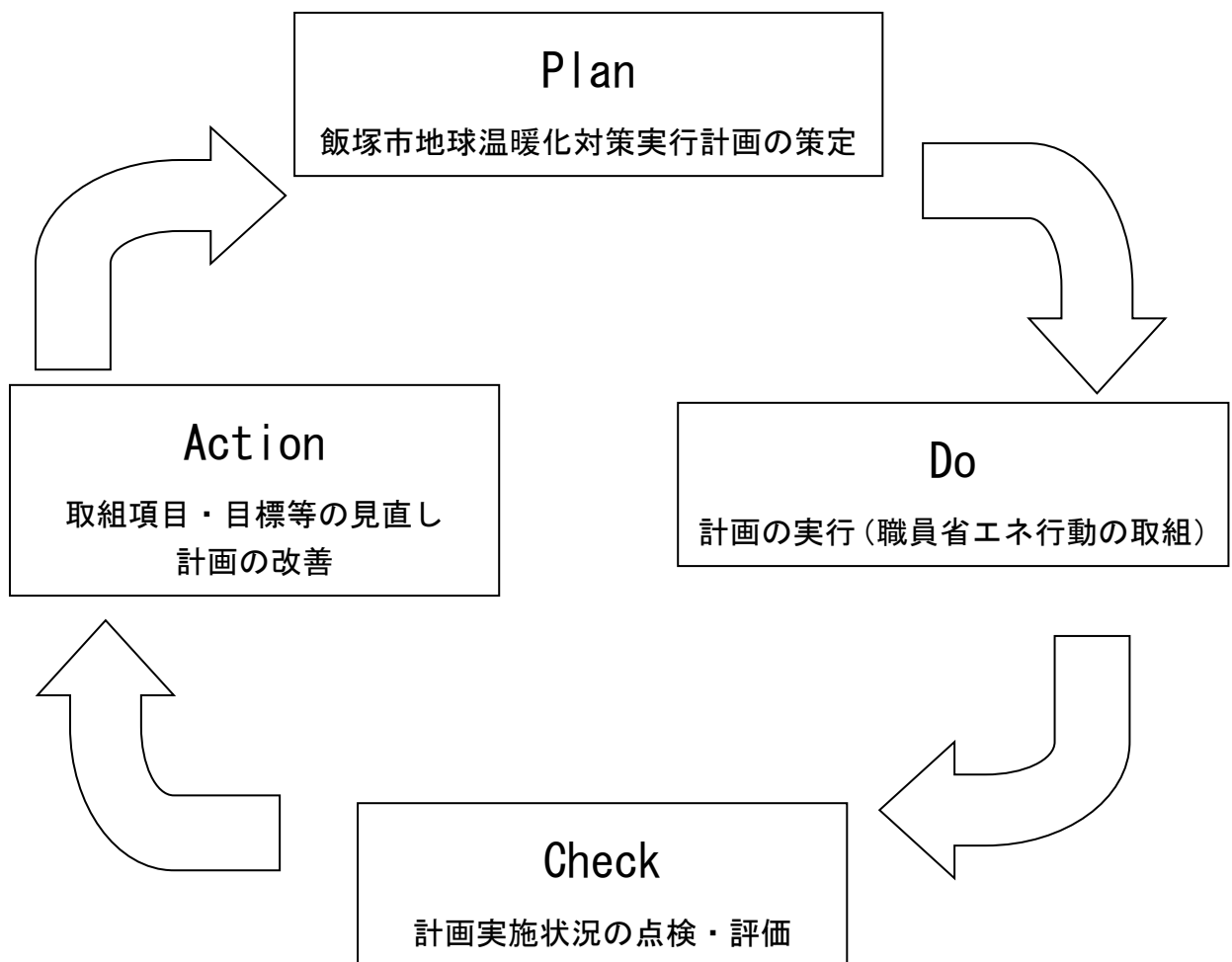
(2) 実行組織 (各課長・出先機関の長・省エネルギー推進員・所属職員)

- 計画の実践 (職員の具体的取り組み)

- 計画内容の周知徹底
 - エネルギー使用量・取組等の報告
 - 計画に関する情報提供、意見提案
- (3) 事務局（環境整備課）
- 飯塚市環境プラン推進会議の庶務全般
 - 計画に関する情報提供
 - 点検・結果報告

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、下図のとおり、PDCA サイクルを活用します。



第2節 実施状況の公表

1 実行計画の点検・評価の公表

温対法第 20 条の 3 で施策の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む）の公表が求められているため、市民及び市内事業者に対して、毎年 1 回ホームページ等で公表します。

2 実行計画の見直し

実施・運用体制や点検・評価方法など、実行計画に定めた事項に関し、必要に応じて見直しを行います。

また、実行計画の計画期間の終了年度には、実行計画の改訂を行います。

(別紙1) 対象施設一覧

飯塚市男女共同参画推進センター（公用車）	高齢者支援課（公用車）
立岩会館	特別養護老人ホーム「桜の園」
穂波人権啓発センター	筑穂高齢者生活福祉センター
伊岐須会館	筑穂老人福祉センター
筑穂人権啓発センター	頼田高齢者福祉センター（頼田老人憩いの家含む）
飯塚市役所 本庁舎	庄内保健福祉総合センターハーモニー
飯塚市役所 第2別館	筑穂保健福祉総合センター
防災センター	穂波福祉総合センター
消防関係	サン・アビリティーズいづか
飯塚市職員会館	オートレース場
飯塚市役所本庁舎（公用車）	*排水機場・駐輪場・駐車場等（土木管理課）
飯塚市新産業創出支援センター	愛宕団地汚水処理ポンプ場
サンビレッジ茜	鯉田南町汚水処理ポンプ場
筑豊ハイツ	清水谷汚水ポンプ場
内野宿長崎屋	吉北団地汚水ポンプ場
市場管理事務所	明星寺団地汚水調整槽
農業集落排水施設	小正高畑雑排水処理場
飯塚市市民交流プラザ	都市計画課（公用車）
飯塚市リサイクルプラザ工房棟	*児童遊園・公園・遊園・広場等（都市計画課）
飯塚市斎場	*ポンプ・井堰・揚水機場・樋管等（農業土木課）
うぐいす台団地汚水処理施設	市民運動公園（面積は各用途に記載）
頼田中央東団地汚水処理施設	市民運動公園管理棟
環境センター	市民運動公園弓道場
飯塚市グリーンセンター	市民公園運動広場
菰田保育所	市民公園陸上競技場
徳前保育所	市民公園テニスコート
相田保育所	健康の森公園市民プール
幸袋こども園	健康の森公園多目的広場
楽市保育所	健康の森公園多目的施設
平恒保育所	穂波 消防詰所
筑穂保育所	穂波庁舎
庄内こども園	穂波支所経済建設課（公用車）
頼田こども園	天道駐輪場
街なか子育てひろば	平恒管理詰所
つどいの広場いづか	*公園
少年相談センター	*ポンプ施設
伊岐須児童センター	笹ノ瀬井堰
幸袋児童センター	秋松西地区排水機場
飯塚東児童センター	九郎原駅トイレ
片島児童センター	筑穂支所（庁舎）
立岩児童センター	筑穂支所（消防車両）
蓮台寺児童センター	長尾ふれあい公園
二瀬児童センター	妙見井堰
目尾児童館	大丸田井堰
潤野児童センター	筑穂支所経済建設課（公用車）
飯塚児童館	庄内支所経済建設課（公用車）
鯉田児童センター	庄内支所車庫
菰田児童センター	*庄内支所消防
大分児童館	庄内支所別館
上穂波児童館	庄内農産物加工所
庄内児童館	*ポンプ施設
頼田児童館	JR 庄内駅前トイレ
楽市児童館	*公園
椋本児童館	頼田支所（庁舎）
平恒児童館	飯塚市消防団頼田方面隊第1分団格納庫
若菜児童館	飯塚市消防団頼田方面隊第2分団格納庫
高田児童館	飯塚市消防団頼田方面隊第3分団格納庫
飯塚休日夜間急患センター（保健センター）	飯塚市消防団頼田方面隊第4分団格納庫
飯塚市立病院	福門児童遊園
医療保険課（公用車）	石丸遊園
介護保険課（公用車）	明治第1遊園

明治第2遊園	飯塚野球場
松尾公園	穂波野球場
穎田支所経済建設課（公用車）	筑穂野球場
鯉田小学校	庄内野球場
立岩小学校	穎田野球場
飯塚東小学校	穂波プール
菰田小学校	穂波テニスコート
飯塚小学校	穎田テニスコート
片島小学校	穂波艇庫
伊岐須小学校	椿運動広場
幸袋小学校	秋松運動広場
目尾小学校	イヅコミュニティセンター
蓮台寺小学校	二瀬公民館
潤野小学校	幸袋公民館
八木山小学校	鎮西公民館
穎田小学校	飯塚市菰田公民館
庄内小学校	立岩公民館
内野小学校	飯塚東公民館
上穂波小学校	飯塚公民館
大分小学校	鯉田公民館
楽市小学校	穂波公民館
平恒小学校	筑穂公民館
若菜小学校	庄内公民館
椋本小学校	穎田公民館
高田小学校	内住コミュニティセンター
飯塚第一中学校	サンシャインかいた
飯塚第二中学校	穂波青少年野営訓練所
菰田中学校	飯塚市歴史資料館
二瀬中学校	旧穂波郷土資料館
幸袋中学校	旧伊藤伝右衛門邸
鎮西中学校	旧松喜醤油屋
穎田中学校	川島古墳公園
庄内中学校	小正西古墳公園
筑穂中学校	立岩遺跡収蔵庫
穂波東中学校	筑穂文化財プレハブ
穂波西中学校	旧穎田第1保育所
飯塚市飯塚学校給食センター	旧庄内生涯学習交流館
飯塚市文化会館（コスモスコモン）	終末処理場
庄内生活体験学校	芦原ポンプ場
飯塚市立飯塚図書館	下三緒ポンプ場
ちくほ図書館	鶴三緒ポンプ場
庄内図書館	殿浦ポンプ場
穂波図書館	東町ポンプ場
穎田図書館	片島ポンプ場
飯塚第1体育館	目尾ポンプ場
飯塚第2体育館	露切ポンプ場
穂波体育館	マンホールポンプ
B&G 海洋センター	穂波庁舎2階（上下水道局総務課）
筑穂体育館	穎田浄水場
庄内体育館	岩崎浄水場
穎田体育館	鯉田共同浄水場
穂波武道館	太郎丸浄水場
穎田武道館	長尾浄水場
穂波総合運動場	明星寺浄水場
穎田グラウンド	鯉田浄水場
筑穂グラウンド	津原導水ポンプ場
筑穂総合運動公園	高雄ポンプ場
筑穂多目的グラウンド	
庄内グラウンド	
庄内工場団地グラウンド	
穂波グラウンド	

(別紙2) 職員の取組チェックシート

地球温暖化実行計画～職員の取組チェックシート～																		
											課名:							
取り組んだ内容の部分に月末に記録してください																		
記入例 ◎=ほぼ取り組んだ(80%以上) ○=取り組んだ(40～80%) △=あまり取り組んでいない(40%未満)																		
チ	エ	ツ	ク	項	目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1-①	昼休みは、窓口業務などを除き、消灯します。																	
1-②	始業前の照明点灯を控えます。																	
1-③	残業時は必要最小限の照明とし、不必要な照明は消灯します。																	
1-④	会議室、トイレ、廊下、階段などでは、支障がない場合や、退室時する場合、必ず消灯します。																	
1-⑥	パソコンは省電力モードに設定し、長時間席を離れる際は電源を切ることを徹底します。																	
1-⑦	コピー機やその他OA機器は節電・待機モードの設定を徹底します。																	
1-⑧	室内温度を夏季28℃以上、冬季20℃以下を目安として、常に室温に留意します。																	
1-⑨	職員は必要に応じて、夏季はクールビズ、冬季はウォームビズをするなどして空調温度の適温励行に努めます。																	
1-⑩	ノー残業デーは、速やかな定時退庁に努めます。																	
1-⑭	退庁時や長期休暇時（ゴールデンウィーク、年末年始など）は、できる限り電子機器の主電源を切り、待機電力の削減を図ります。																	
1-⑮	階段の使用を心がけ、エレベーターの使用を控えます。																	
3-①	近距離の移動で支障のないときは徒歩での移動や自転車の使用を心がけます。																	
3-②	暖機運転の抑制、アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制など、経済運転（エコドライブ）を徹底します。																	
3-③	公用車利用の際は、あらかじめ地図等で走行ルートを確認するなど、無駄な走行を控えます。																	
3-④	出張や移動の際は、できる限り相乗りに努めます。																	
4-①	日常的な節水を励行します。																	
5-①	両面・集約コピー（印刷）等コピー機の機能活用やミスコピー（印刷）、重複コピー（印刷）の防止に努めます。																	
5-②	電子メール、庁内LANなどの活用により、ペーパーレス化を図ります。																	
5-③	会議ではOHPやOA機器などを活用し、印刷資料をできる限り低減します。																	
5-④	使い捨て製品の使用を自粛します。																	
5-⑤	機密文書を除く使用済み用紙は、分別を徹底し、リサイクルに努めます。																	
6-①	飯塚市環境物品調達方針による購入と使用に努めます。																	
7-①	製品等の購入の際は、詰め替え可能製品、再利用が可能な製品など、廃棄物の発生抑制に資する製品の購入に努めます。																	
7-②	物品等の長期使用に努めます。																	
7-⑥	使用済用紙の裏面利用や、使用済封筒の再利用に努めます。																	
						(◎=4点 ○=2点 △=0点)												
合計点 (25問×4点=100点満点)						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計点						判定結果												
70点以上						エコ度バツグン！あなたの課は、環境のエキスパートです。												
50～69点						あと一歩！わずかの改善向上の努力を要します。												
50点以下						大問題！地球が可哀想。。。。												

第 2 次飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成 27 年 3 月

発行：飯塚市 市民環境部 環境整備課

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

電話：0948-22-5500 FAX：0948-21-2066

E-mail: k-seibi@city.iizuka.lg.jp

URL: <http://www.city.iizuka.lg.jp>

